破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１７号
青森県黒石市大字中川字篠村109番地１
破産者　北山　秀剛
１　決定年月日　平成28年12月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１５９号
青森県弘前市大字笹舘字市原13番地
破産者　須藤　和男
１　決定年月日　平成28年12月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３３号
青森県弘前市大字外崎１丁目10番地１　メゾン・オーク206号
破産者　岩渕美紀子
１　決定年月日　平成28年12月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３５号
長野県中野市大字片塩367番地14
破産者　丸山　優子
１　決定年月日　平成28年12月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
埼玉県行田市大字下中条256番地２、旧住所　埼玉県行田市大字須加4236番地
破産者　野口　正喜
１　決定年月日　平成28年12月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３８９号
北九州市小倉南区南方５丁目６番43号
破産者　篠原　　圭
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４１０号
北九州市小倉北区下到津５丁目９番33―402号
破産者　木原　洋一
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２８号
佐賀県武雄市北方町大字大**崎**1858番地21
破産者　宮本　純子
１　決定年月日　平成28年12月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３６９号
札幌市西区琴似１条７丁目２番19号　ノースクリエイト琴似参番館203号
破産者　佐々木　剛
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２０７号
札幌市白石区北郷１条４丁目２番10号　ファミネス北郷202号
破産者　平　　雅之
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９号
青森県五所川原市大字一ツ谷551－７　アクアハイツＣ－７号室、開始決定時の住所青森県五所川原市金木町朝日山430番地
破産者　芳賀　貴幸
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
山形県新庄市中道町15番地の４　アッシュネクストＢ102
破産者　山浦　和重
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１４７号
名古屋市中区栄２丁目12番22号　ウィンコート白川205号、開始決定時の住所名古屋市中川区東起町４丁目121番地の３
破産者　松山　和宏
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０４号
愛知県あま市七宝町遠島萱苅島1826番地33
破産者　阿部　由和
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６５０号
愛知県知多郡美浜町河和台２丁目91番地　シャンテ美浜　Ａ棟103号
破産者　山本みゆき
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５７８号
大阪府枚方市北山１丁目15番１号、住民票上の住所京都市伏見区向島庚申町10番地インペリアルパレスリバーサイド110号室
破産者　鮎川　武志
１　決定年月日　平成28年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部